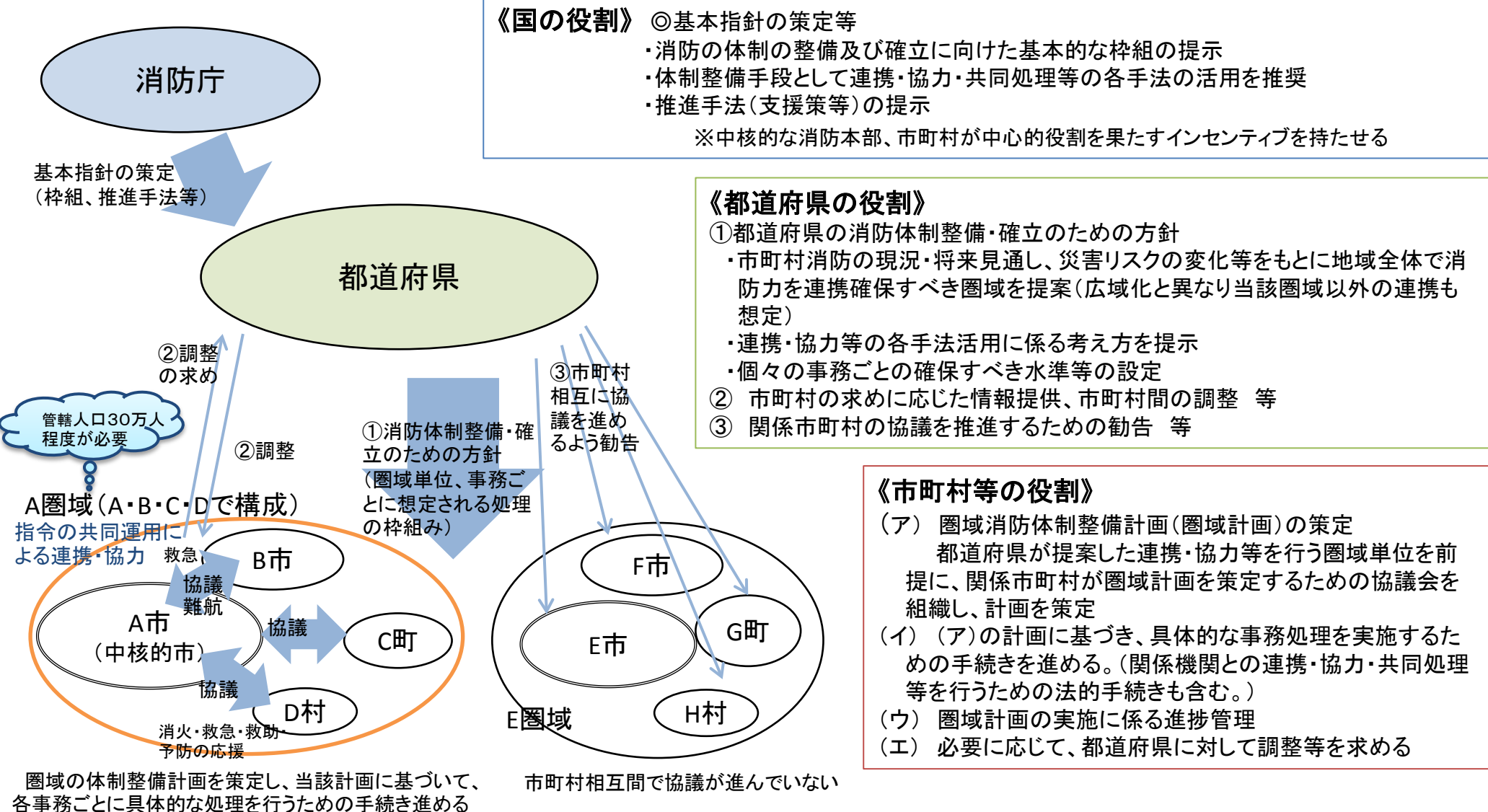


消防体制確保の推進スキーム案(イメージ)

資料3

市町村が将来にわたり消防に関する責務を十分に果たすための体制確保のための取組を、広域自治体としての都道府県が、リーダーシップを発揮し、推進していくための仕組みを検討する。



推進スキーム（市町村合併と従来の消防の広域化との比較）		
	市町村合併	消防の広域化
	市町村の合併の特例に関する法律ほか（H11年改正後）	消防組織法第4章ほか（H18改正後）
	市町村行政の広域化の要請に対処し自主的な市町村の合併を推進する時限的推進	恒常法規定＋基本指針による期限設定
	自主的な市町村の合併（配置分合のうち市町村の数の減少を伴うもの）	自主的な市町村の消防の広域化（一部事務組合等又は事務委託）
	○市町村には組織運営の合理化努力と規模の適正化を図る義務（自治法第2条第15項） ○市町村合併をしようとする市町村は、自治法上の協議会を設置して協議により市町村建設計画を策定 ⇒市町村建設計画の策定 ・合併市町村建設の基本方針 ・建設の根幹となるべき事業（都道府県及び市町村） ・公共的施設の統合整備に関する事項 等	○消防の広域化を行おうとするときは、協議により広域消防運営計画を作成（自治法上の協議会設置は任意） ⇒広域消防運営計画の策定 ・広域化後の消防の運営を円滑に確保するための基本方針 ・本部の位置、名称 ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
都道府県	○都道府県は市町村がその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の配置分合等の計画を定め関係市町村に勧告することができる。（地方自治法第8条の2第1項）	
	○都道府県は市町村に対し、合併推進のため、必要な助言、情報提供等 ⇒「市町村の合併の推進についての要綱」を策定 ・市町村の地域現況・行財政現状と今後の見通し ・市町村の合併のパターン ・都道府県の取組（市町村建設計画に定める都道府県事業の実施、行財政支援 等	○都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に助言、勧告、指導を行うことができる。 ○都道府県は基本指針に基づき、消防の広域化を推進する必要があると認める場合、推進計画を策定（努力義務） ⇒推進計画に定める事項 ・市町村の消防の現況及び将来見通し ・広域化対象市町村の組合せ ・広域化推進のために必要な措置 等
	○都道府県は合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を実施 ○都道府県は市町村建設計画を達成するための事業の実施等を講じるように努める ○都道府県知事は公益上必要がある場合、関係市町村に（合併）協議会の設置を勧告できる（自治法第252条の2の2第4項）	○都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあった場合に市町村相互間の調整を実施 ○都道府県知事は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、市町村に対し情報の提供等必要な援助を行う。 ○都道府県知事は公益上必要がある場合、関係市町村に協議会の設置を勧告できる（自治法第252条の2の2第4項）
	○都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報提供等 ⇒「市町村の合併の推進についての指針」（次官通知）を策定 ・都道府県に対し、市町村合併のパターン等を定める「市町村の合併の推進についての要綱」の策定を要請 ・合併後の市町村の人口規模に着目した市町合併の類型を提示 等 ○合併市町村の建設に資する財政措置を講じるように努める ○市町村合併の意義等の普及啓発を進め、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るための市町村合併支援本部を設置（H13. 3. 27閣議決定）	○消防庁長官は必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に助言、勧告、又は指導を行うことができる。 ○国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、都道府県及び市町村に対し情報の提供等必要な援助を行う。 ○消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため基本指針を定めるものとする。 ⇒基本指針の策定 ・推進期間 ・広域化対象市町村の基準 ・都道府県が行う推進のための措置の基準 等
財政措置	合併をする市町村に対して	都道府県の推進計画における広域化対象市町村若しくは広域化対象市町村の加入する組合が行う事業に要する以下の経費について
	○普通交付税措置 ・合併補正（合併直後に必要となる臨時的経費について） ・合併算定替（市町村合併に伴う普通交付税額の激変緩和策）	
	○特別交付税措置 ・合併準備経費（合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の経費） ・合併移行経費（合併前に要するシステムの統一等の経費） ・合併を機に行う公共料金・公債費負担の格差是正、土地開発公社経営健全化等の需要	○特別交付税措置 ・消防広域化準備経費（運営計画策定経費、協議会負担金、住民意向調査費等） ・消防広域化臨時経費（署所再配置に伴う通信施設等に要する経費、業務統一に要するシステム変更経費等）
	○地方債の特例 ・合併特例債について規定（市町村建設計画に基づく事業（充当率95％・交付税算入率70％）） 《対象となる事業》 ①合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設整備事業 ②合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設整備事業 ③合併後の市町村の建設を総合的・効果的に推進するための公共的施設の統合整備事業 ④基金の造成	○地方債の特例 ・緊急防災・減災事業債の活用（充当率100％・交付税算入率70％） 《対象となる事業》 ①消防署所等の整備（運営計画等に基づき、必要な増改築、旧本部を署所等に有効活用するための改築） ②消防指令センター（指令装置等）の整備 ③消防用車両等の整備（運営計画等に基づく効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備） ・充当率を有利にした一般単独事業債（充当率90％〔通常：75％〕）
	○その他 ・合併市町村補助金（市町村建設計画による取組を先導的・積極的に行う際の必要経費） ・合併準備補助金（合併協議会の構成市町村に対して）	○その他 ・国庫補助金の優先配分（広域化に伴う消防防災施設等の整備について、補助金の交付決定に当たって、特別の配慮）
その他	合併協議会設置の住民発議制度あり	なし